

藤枝市公用車購入契約条項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、購入契約書記載の物品（以下「契約物品」という。）の購入契約に関し、購入契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、購入契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 3 受注者は、業務を処理するにあたり個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(確約事項)

第2条 発注者に対し、受注者は、次のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 役員等（受注者が個人事業主である場合にあってはその者を、受注者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。
- (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金として契約金額の10分の1以上の金額を納付しなければならない。ただし、購入契約書の契約保証金欄に「免除」の記載がある場合は、本条は適用しない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(物品の納品)

第5条 受注者は、契約物品を納品したときは、直ちに納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。

(納品に伴う検査)

第6条 発注者は、前条の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、

受注者の立会いのもとに、発注者の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）が検査を行うものとする。

- 2 検査の結果不良品があるときは、受注者は、当該物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに良品を納品するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 物品の検査に必要な費用及び検査による変質、変形、消耗、損傷等の損失は、受注者が負担するものとする。

（代金の支払い）

第7条 受注者は、契約物品の納品に伴う検査に合格したときは、代金の支払いを書面により発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払わなければならない。

（履行遅延の場合における違約金等）

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、契約物品を納品期限までに納品することができない場合は、遅滞なくその理由、納品することができる予定日等を記入した書面により、発注者に申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、受注者から遅延日数に応じ当該契約締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の違約金を徴収して納品の延期を承認することができる。
- 3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。
- 4 天災事変等で発注者がやむを得ないと認めるとき、又は発注者の都合により納品が遅れたときは違約金を徴収しないものとする。
- 5 発注者の責めに帰すべき事由により、第7条第2項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、当該契約締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任）

第9条 発注者は、契約物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見したときは、発注者は受注者に対し、代品の納品、物品の修補又は部品の交換による履行の追完を請求することができるものとする。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) この契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完を

しないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定は、発注者がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しなければ、発注者は前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(事情変更)

第10条 発注者は、必要があるときは、契約物品の内容を変更させ、又は納品の中止をさせることができるものとする。

2 発注者は、前項の規定により変更したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(発注者の解除権)

第11条 受注者がこの契約を履行しない場合において、発注者が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、発注者は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における契約の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第12条 前条の規定にかかわらず、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに、この契約を解除することができる。

(1) 納品期限後相当の期間内に納品する見込みが明らかでないとき。

(2) 受注者にこの契約の締結に必要な資格のないことが判明したとき。

(3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が契約物品の納品に伴う検査に際し、検査職員その他発注者の指定する職員の指図又は職務の執行を妨げ若しくは偽りその他不正の行為をしたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができない恐れがあるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第13条 発注者は、受注者又は受注者の下請負者が第2条第1号から第5号までに該当すると認められた場合、何らの催告を要せずにこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

第14条 発注者は、納品期限内においては、第11条及び第12条第1項及び前条第1項の規

定によるほか必要があるときはこの契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が正当な理由により、この契約の解除を申し出たとき。
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の通知)

第16条 発注者又は受注者は、第11条から前条までの規定により契約を解除するときは、遅滞なくその旨を発注者又は受注者に書面により通知しなければならない。

(損害賠償)

第17条 契約締結後から納品完了までの間に発生した損害は、一切受注者の負担とし、受注者は、契約物品の納品に関し、自己の責めに帰すべき事由により、発注者の建造物、器物等（第三者の所有にかかる展示物等を含む。）を滅失若しくはき損したとき、又は発注者に損害を与えたときは、受注者の負担において、発注者の指定する期限までに現状を回復し、受注者はその損害を賠償しなければならない。

(紛争の解決)

第18条 この条項の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者の不服がある場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。

(妨害又は不当要求を受けた場合の措置)

第19条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務の履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、妨害又は不当要求があった時点で速やかに市への報告及び警察への通報並びに被害届を提出し、捜査上必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の市への報告及び警察への通報並びに被害届の提出を怠ったと認められる場合は、入札参加資格停止措置又は競争入札による契

約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(補則)

第20条 この条項及び仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、藤枝市財務規則（昭和52年藤枝市規則第11号）によるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。